平成14年度弁理士試験 短答式筆記試験問題集

- [1]特許法に規定する期間に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許権の存続期間の延長登録によって存続期間が延長されたとき、当該延長期間内であれば特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。
- 2 在外者である国際特許出願の出願人が、国内処理基準時の属する日の前日である平成14年2月20日(水曜日)に特許管理人によらないで手続をしたとき、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならない期間の末日は、平成14年5月20日(月曜日)である。
- 3 平成 14 年 5 月 24 日 (金曜日) に拒絶査定の謄本の送達があった特許出願について、拒絶査定に対する審判を請求することができる期間が延長された場合、 当該延長期間は平成 14 年 6 月 24 日 (月曜日)を第 1 日目として計算をする。
- 4 外国語書面出願を平成 14 年 2 月 28 日 (木曜日)にしたとき、外国語書面の翻訳文を提出することができる期間の末日は、平成 14 年 5 月 1 日 (水曜日)である。
- 5 実用新案登録出願人は、当該実用新案登録出願が特許庁に係属している場合、 常に、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、そ の実用新案登録出願は、国際出願でないものとする。

- **〔2〕**意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面等について、次のうち、 正しいものは、どれか。
- 1 図面に代えて意匠登録を受けようとする意匠を現したひな形を提出することができる場合は、常に図面に代えてその意匠を現した見本を提出することができる。
- 2 願書の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面によっては、その意匠 の属する分野における通常の知識を有する者が、その意匠を認識することがで きないときは、常にその意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなけ ればならない。
- 3 「包装紙」の意匠についての意匠登録出願において、当該願書に添付した図面のうち、表面図に付する意匠の色彩が白色の地色と赤色の模様に係るものであり、裏面図に付する意匠の色彩が黒色の地色と赤色の模様に係るものであるときは、その白色とその黒色それぞれについて彩色を省略することができる。
- 4 意匠登録を受けようとする意匠に係る物品の全部が透明である場合において、 図面に代えて当該意匠を現したひな形を提出するときは、そのひな形を透明に 現さなければならない。
- 5 意匠に係る物品の形状がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載したときでも、その物品の変化する形状を願書に添付した図面に記載することを要する場合がある。

- **〔3〕**知的所有権の貿易関連の側面に関する協定について、次の(イ) ~ (ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 加盟国は、標識の視覚による認識可能性を商標登録の条件とすることが義務づけられている。
- (I) 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害しないことを確保しなければならない。
- (八) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする非開示の試験データの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する義務を負う。
- (二) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要のある発明を特許の対象から除外することができるが、環境に対する重大な損害を回避することは、ここでいう公の秩序又は善良の風俗を守ることに該当しない。
- (ま) 本協定は、特許権者の承諾を得ていない第三者が販売等の目的で特許製品を輸入することを防止する権利を特許権者に与えることを加盟国に義務づける規定を有するが、この規定は、本協定に係る紛争解決においては、特許権の消尽に関する問題を取り扱うために用いられることはない。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

- 〔4〕団体商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 財団法人は、団体商標の権利者として団体商標の商標登録を受けることができる。
- 2 類似する2つの商品を指定商品とする団体商標に係る商標権の分割移転登録 後に、団体の構成員が当該団体商標を使用する場合において、譲渡された商標 権者の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、その商標権者は、その団 体の構成員に対し混同防止表示を請求することができる。
- 3 団体商標に係る商標権を有する団体の構成員及びその相続人は、当然に当該 登録商標を使用する権利を有する。
- 4 団体商標に係る商標権を有する団体の構成員は、その商標権を侵害する者に 対して、構成員自らが当該商標の使用の差止めを請求することができる。
- 5 団体商標制度は、団体に属する構成員たる地位を有する者にのみ、当該団体 商標の使用を認めるものであるから、商標権者といえども、団体の構成員以外 の者にその団体商標に係る商標権について通常使用権を許諾することはできな い。

- 〔5〕組物の意匠について、次の(f)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 組物を構成する物品に係る意匠が組物全体として統一がない場合は、そのことを理由として、当該意匠登録を無効とすることについて審判を請求することができない。
- (I) 組物を構成する物品に係る意匠が組物全体として統一がある場合に、当該意匠登録出願が拒絶査定に対する審判に係属しているとき、当該請求人は、その意匠登録出願を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠登録出願とすることができない。
- (八) 「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の構成物品の持ち手部分の形状に特徴がある場合、その持ち手部分の形状に係る部分意匠について 組物の意匠として意匠登録を受けることができる。
- (二) 組物を構成する物品のうちの1の物品の意匠が、当該意匠登録出願の日前の他人の出願に係る意匠と同一である場合、その組物の意匠についての意匠登録出願は、そのことを理由として拒絶される場合がある。
- (ホ) チューナー、アンプ及びスピーカーボックスを構成物品とする「一組のオーディオ機器セット」の組物に係る意匠権は、その構成物品の意匠ごとに分けて 移転することができる。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

- **〔6〕甲**は、**乙**に対し、**乙**の行為が**甲**保有の特許権を侵害しているとして、特許 法第 102 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項を根拠とする損害額の賠償請求の訴えを提 起した。**甲**の請求を棄却する理由となり得ない事実は、次のうち、どれか。
- 1 **甲**は、本件特許発明を実施しておらず、**乙**の行為によって**甲**の売上は全く減少していない。
- 2 本件特許発明は、本件特許出願の日より前に出願された特許発明と同一である。
- 3 **乙**の行為は、**甲**が自ら外国で第三者に特約を付さずに譲渡した製品を輸入するものである。
- 4 **乙**の行為は、**乙**が独自に開発した技術を本件特許出願の日より前から業として実施してきたものである。
- 5 乙の行為は、甲の許諾を受けて行ったものである。

- 【7】著作者の権利の帰属に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (1) 歌詞と楽曲から成る音楽の著作物について、その歌詞を創作した作詞家及び その楽曲を創作した作曲家は、その音楽の共同著作物の著作者となる。
- (I) 映画製作者の発意に基づきその映画製作者の業務に従事する映画監督が職務 上作成する映画の著作物で、その映画製作者が自己の著作の名義の下に公表す るものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定め がない限り、その映画製作者である。
- (川) 私立大学教授の講義案で、その大学教授が自己の著作の名義の下に公表する ものの著作者は、その大学教授である。
- (三) もっぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物 (著作権法第 15 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。)を複製し、又はそ の複製物により放送事業者に頒布する権利は、映画製作者としての当該放送事 業者に帰属する。
- (*) 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名又は名称が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者とみなされる。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔8〕特許異議の決定又は審決に対する取消訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特許異議の申立てについての審理又は審判において、参加の申請はなく、参加人はなかったものとする。

- 1 特許異議申立人は、請求項の一部のみに係る特許を取り消しその余の請求項 に係る特許を維持した特許異議の決定に対して、その取消しを求める訴えを提 起することができる。
- 2 特許異議手続においてされた決定中の訂正を認めた結論部分に対し、特許異議申立人は取消訴訟を提起することができる。
- 3 特許取消決定があった後に特許権者が死亡してその相続人がなく、特許権が他に譲渡されていなかった場合、特許取消決定に対する取消訴訟を提起できる者はいない。
- 4 特許取消決定があった後に特許権が放棄された場合、特許取消決定に対する 取消訴訟を提起できる者はいない。
- 5 特許を無効にすべき旨の審決があった後に特許権の存続期間が満了した場合、 特許権者は審決に対する取消訴訟を提起することができない。

- 〔9〕商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 代理人等による不正登録の取消審判(商標法第53条の2)は、パリ条約の同盟 国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利 を有する者でなければ、たとえ利害関係人といえども、請求することができな い。
- 2 無効の審判が請求されている商標登録に対し、商標権者の誤認・混同行為による取消審判(商標法第51条)が請求され、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、先の無効の審判は、当該商標権の消滅により審理すべき対象物が存在しないことを理由に、不適法な審判の請求として審決により却下される。
- 3 不使用取消審判(商標法第50条)において、請求に係る指定商品中の1つの商品について使用が証明された結果、審判の請求が不成立となった場合に、使用が証明されなかったその他の指定商品については、新たに不使用取消審判を請求することができる。
- 4 不使用取消審判(商標法第50条)により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合、当該商標権者であった者は、その確定の日から5年を経過した後でなくても、その商標登録に係る指定商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。
- 5 商標権者が指定商品についての登録商標の使用により他人の業務に係る商品と混同を生じさせたことについて故意があったとしても、商標権者の誤認・混同行為による取消審判(商標法第51条)により当該商標登録が取り消されることはない。

- 【10】実用新案登録出願又は実用新案権に関し、次のうち、誤っているものは、 どれか。
- 1 実用新案技術評価は、実用新案登録がなされる前であっても何人も請求することができる。
- 2 「物」の考案と「その物を生産する器具」の考案については、一の願書で実 用新案登録出願をすることができない。
- 3 実用新案登録出願について設定の登録がなされた場合には、当該実用新案登録出願を実用新案法第8条(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)に規定する優先権の主張の基礎とすることができない。
- 4 2以上の請求項からなる実用新案権については、請求項ごとに放棄することができない。
- 5 出願から4年後に設定の登録がなされた登録実用新案については、いかなる場合であっても、当該登録実用新案の不実施を理由とする通常実施権の設定の裁定を受けることはできない。

- 〔11〕パリ条約のストックホルム改正条約における工業所有権独立の原則に関 し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 この原則によれば、同盟国の国民が各同盟国に出願した特許は、同一の発明について他の同盟国において取得した特許のみから独立したものとされる。
- 2 同盟国Xの特許出願に基づく優先権を主張して取得された同盟国Yの特許について、同盟国Yが、その特許の存続期間を同盟国Xの特許の存続期間に従属させることはこの原則に違反するが、同盟国Xの実用新案登録出願に基づく優先権を主張して取得された同盟国Yの特許について、同盟国Yが、その特許の存続期間を同盟国Xの実用新案の存続期間に従属させてもこの原則に違反しない。
- 3 この原則によれば、自国の特許権自体の存立を、他国の特許権の無効、消滅、 存続期間等に従属させることができないのはもとより、自国の特許権の行使を、 他国で生じた一定の事情に基づいて制限することも許されない。
- 4 この原則によれば、同盟国 X が、その国で正規に登録された商標を、同盟国 Y において登録された商標の無効、取消、存続期間等に従属させることはできないが、同盟国 X が、同盟国 Y で正規に登録された商標について、そのままその登録を認めることにしても、この原則に違反しない。
- 5 この原則は、パリ条約上の原則であるから、パリ条約の同盟国についてのみ 適用され、パリ条約の同盟国でない世界貿易機関の加盟国には適用されない。

【12】不正競争防止法に基づく請求に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、**甲**は**乙**の行為によって営業上の利益を侵害されるおそれがあるものとし、また、特に文中に示した場合を除き、表示**B**は**乙**の氏名に係るものではないものとする。

- 1 **乙**は、甲が製造販売する商品の形態を模倣した商品を譲り受け、第三者に譲渡している。**乙**は、譲受時にその商品が**甲**の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がなかったが、その後に模倣の事実を知った。この場合において、**甲**による**乙**の当該譲渡に対する差止請求は認められない。
- 2 **乙**は、**甲**が営業上用いている技術的制限手段の効果を妨げる機能のみを有する装置を、第三者に譲渡している。この場合において、その装置がその技術的制限手段の試験又は研究のために用いられるものであるときには、**甲**による**乙**の当該譲渡に対する差止請求は認められない。
- 3 甲が自己の商品表示として使用する表示Aは、需要者の間に広く認識されている。 ZはAに類似する表示Bを使用し、甲の商品と混同を生じさせている。 この場合において、Zが、Aが需要者の間に広く認識される前から、不正の目 的でなくBを使用しているときには、甲によるZの当該使用に対する差止請求 は認められない。
- 4 甲が自己の営業表示として使用する表示 A は、著名である。 Z は A に類似する表示 B を使用している。 甲は、 Z の当該使用が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号の不正競争に該当すると主張している。この場合において、 Z が、 A が著名となる前から、不正の目的でなく B を使用しているときには、 甲は Z に対して、 当該使用に対する差止請求は認められないが、自己の営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 5 **甲**が自己の商品表示として使用する表示 A は、需要者の間に広く認識されている。 Z は A に類似する表示 B を使用し、**甲**の商品と混同を生じさせている。 この場合において、 B が Z の氏名であっても、 Z が不正の目的をもって B を使用しているときには、**甲**による Z の当該使用に対する差止請求は認められる。

- 【13】特許法又は実用新案法に規定する手続に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許異議の申立てについての審理において、当該特許権者甲を補助するため、 当該特許権についての専用実施権者**乙**がその審理に参加した場合、**乙**に当該手 続の中断の原因があるときは、その中断は、**甲**についても、その効力を生ずる。
- (I) 法人でない社団であって、代表者の定めがあるものは、その名において実用 新案技術評価の請求をすることができる。
- (N) 未成年者が法定代理人によらないでした手続は、法定代理人が追認することができる。ただし、その未成年者は、独立して法律行為をすることができる者でないものとする。
- (二) 被保佐人が特許異議の申立てをするには、保佐人の同意を得なければならない。
- (*) 法人甲の委任による代理人**乙**によって、法人甲が拒絶査定に対する審判を請求し、その後に、法人甲が法人**丙**に吸収合併されたときであっても、代理人**乙**がある間は、審判の手続は中断しない。
 - 1 1つ
 - 2 2 つ
 - 3 3つ
 - 4 4つ
 - 5 5つ

- 【14】商標登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 商標登録出願が、行政庁の許可を受けなければすることができない事業を指 定役務とする場合であって、査定時においても、出願人はその許可を受けてお らず、かつ、受けることができるかどうかも不明であるときには、商標登録を 受けることはできない。
- 2 「小鳥遊」(「タカナシ」と読む。)の氏がありふれたものではないとされる場合であっても、同音の「高梨」の氏がありふれているとされる場合には、「小鳥遊」の文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、商標法第3条第1項第4号に規定するありふれた氏に該当する。
- 3 指定商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に つき、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識す ることができるとして商標登録を受けることができるのは、当該商標登録出願 に係る出願人自らがその商標を使用していた場合に限られるものではない。
- 4 先願に係る登録商標と同一又は類似の商標であって、「その商標登録に係る 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務」について 使用する場合には、商標登録を受けることができないが、商品と役務とは性質 が異なるから、商標登録出願に係る指定商品が、先願に係る登録商標の指定役 務と類似することはない。
- 5 特定の地域における茶わんの生産者で構成される法人格を有する事業共同組合は、これまで産地名を商標として茶わんに使用した実績がない場合であっても、指定商品を「茶わん」としてその産地名のみからなる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

- 【15】特許法に規定する国際特許出願又は実用新案法に規定する国際実用新案登録出願について、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 外国語でされた国際特許出願の出願人が、特許法第30条第1項又は第3項に 規定する発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合であって、 国内書面提出期間満了前に特許法第184条の17(出願審査の請求の時期の制限)の規定に従って出願審査の請求をしたときは、その請求の時の属する日後所 定の期間内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるために必要な書面 を提出することができる。
- 2 外国語でされた国際特許出願について、国内書面提出期間内に国際出願日における明細書、請求の範囲、図面及び要約の日本語による翻訳文を提出した出願人が、国内処理基準時の属する日までに、特許協力条約第 19 条 (1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出した場合にも、国際出願日における請求の範囲の翻訳文が、特許法第 36 条第 2 項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲とみなされる。
- 3 外国語でされた国際特許出願において、国内書面提出期間内に国際出願日における明細書の日本語による翻訳文が提出されなかった場合には、たとえ当該出願が国際公開されたものであっても、その国際特許出願を先願として、その国際特許出願の出願の日より後に出願された特許出願が、特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。
- 4 日本語でされた国際実用新案登録出願の出願人は、その国際実用新案登録出願の出願の日から実用新案法第2条の2第1項ただし書の政令で定める期間を経過した後であっても、国内書面提出期間内に実用新案法第48条の5第1項に規定する書面を提出し、かつ、所定の登録料及び手数料の納付をした後において、当該明細書、請求の範囲又は図面について補正をする機会がある。
- 5 我が国を指定国とする国際出願において、その国際出願の願書に、我が国において求める保護の種類が実用新案である旨表示されていない場合には、その国際出願は、国際実用新案登録出願とはみなされない。

- 【16】 甲は、自ら創作した意匠 $\mathbf{1}$ についての意匠登録出願 \mathbf{A} をした後、当該願書に添付した図面について補正をした。他方、 \mathbf{A} の出願の日後で、当該手続補正書を提出した日前に、 \mathbf{Z} は自ら創作した意匠 $\mathbf{1}$ について意匠登録出願 \mathbf{B} をした。 $\mathbf{1}$ と $\mathbf{1}$ が類似する場合において、以下の($\mathbf{1}$) ~ ($\mathbf{1}$) のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 甲が当該補正後の意匠についての、補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願 C をし、甲の C に係る意匠権と Zの B に係る意匠権の設定の登録があった場合において、 Z の意匠権の存続期間が満了したときは、 Z は、原意匠権の範囲内において、甲の意匠権について通常実施権 (許諾によるものを除く)を有する場合がある。
- (I) **甲**が当該補正後の意匠についての、補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願 C をした場合、**乙**が当該手続補正書の提出の際現に日本国内においてその補正後の意匠の実施である事業をしていれば、**乙**は、**甲**の C に係る意匠権について先使用による通常実施権を有する場合がある。
- (八) 甲の当該補正が当該願書に添付した図面の要旨を変更しないものであったとき、イが公知意匠に類似することを理由として、Aについて拒絶をすべき旨の査定が確定し、乙が口について意匠登録を受けた場合、甲が当該意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてイの実施である事業をしているときは、甲は、乙の意匠権について先使用による通常実施権を有する場合がある。
- (二) **甲**がその補正後の意匠についての、補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願 **C** をした場合でも、その決定の謄本の送達のあった日から 30 日以内であれば、補正の却下の決定に対する審判を請求することができる。
- (*) **乙**の**B**に係る意匠権の設定の登録があった場合において、**甲**が当該手続補正書の提出の際現に日本国内において**イ**の実施である事業の準備をしていたとき、**甲**は、**乙**の意匠権について通常実施権(許諾によるものを除く)を有する場合がある。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【17】次の事例(イ)~(ホ)のうち、**甲**が乙に対し著作権侵害を主張できるものは、 いくつあるか。

ただし、いずれも乙は甲から何らの許諾も得ていないものとする。

(イ) コンビニエンスストアのオーナー甲は、自己の店で発生した強盗事件の様子が自動的に録画された防犯ビデオテープを、放送局に対価を得て譲渡し、放送局は甲の許諾の下にこのビデオテープに録画された強盗事件の様子をテレビニュースで放送した。

ビデオ会社**乙**は、その放送された強盗事件の様子の映像を「犯罪の瞬間」と 題するビデオテープに編集して、これを販売している。

(I) 弁護士甲は、日本の著作権に関する判決を翻訳し、「英訳日本著作権判決」 としてある法律雑誌に連載していた。

乙は、その英訳文のコピーを「英訳日本著作権判決」として販売している。

(八) 出版社**甲**は、独自調査の結果に基づいて全国のすべての大学の教授を**甲**が自ら創作した独自の学問分野の区分にまとめて配列し、その氏名と所属大学を記載した「大学教授総覧」なる本を出版した。

出版社**乙**はその本から教授の氏名と所属大学だけをそのまま写して氏名のアイウエオ順に並べた「大学教授一覧」なる記事を作成し、その出版する雑誌に掲載した。

(二) 浮世絵の収集家**甲**は、自己が所有し、かつ、著作権の保護期間が経過した浮世絵を忠実かつ機械的に写真撮影し、これを集めて画集として発売した。

出版社**乙**は、その画集の中から浮世絵の写真一点をそのまま複写して、その 出版する雑誌に掲載した。

(*) ジャズ演奏家甲は、ライブハウスで飛び入り出演して即興演奏を行った。演奏された曲は、甲の創作による全く新しい曲であったが、甲自身も2度と同じ曲を演奏することのできない、まさしく即興演奏であった。

乙は、その演奏を秘密裏に録音してインターネット上の自分のウェブサイト にアップロードし、無料で公開した。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

- 【18】実用新案登録の無効の審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 出願日を同一とする実用新案登録**イ**及び口の権利者である**甲**は、**イ**の一の請求項に係る考案と口の一の請求項に係る考案とが同一であることを理由とする 実用新案登録の無効の審判を請求された。この場合、**甲**は、無効理由の対象と なっている請求項を訂正して、その無効理由を解消することができない。
- 2 明細書の実用新案登録請求の範囲以外の部分についてした補正が、願書に最初に添付した明細書に記載した事項の範囲内においてされていない場合、そのことを理由として実用新案登録の無効の審判が請求されたときは、その無効理由を解消することができない。
- 3 実用新案登録の無効の審判の請求書に記載された「請求の理由」の補正は、 無効理由として主張されている実用新案法の適用条文を変更しない限り、その 要旨を変更するものとはならない。
- 4 実用新案登録出願は、実用新案法第6条の2各号に規定する基礎的要件を満たすことが必要であるが、この基礎的要件違反は、いずれも実用新案登録の無効の審判の無効理由となっている。
- 5 実用新案登録の無効の審判を審理する審判官は、当該実用新案技術評価書の 権利の有効性についての記述に従って、その無効理由の可否を判断しなければ ならない。

- 【19】意匠登録出願の先願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。
- 1 互いに類似する意匠について異なった日に2以上の意匠登録出願があっても、 先の意匠登録出願が放棄されたときは、後の意匠登録出願に係る意匠について 意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 甲は、自ら創作した「自転車用ハンドル」の意匠イについての意匠登録出願 Aをしたが、イは意匠法第3条第2項の規定に該当し、Aについて拒絶をすべ き旨の査定が確定した。一方、乙は、イに類似する意匠口を自ら創作してAの 出願の日後に口についての意匠登録出願Bをし、口について意匠登録を受けた。この場合、甲は、乙の当該意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてイの 実施である事業をしているときは、その意匠権について先出願による通常実施 権を有する。
- 3 同一又は類似の意匠について、同日に2以上の意匠登録出願があった場合において、当該意匠登録出願人が同一の者であるときは、特許庁長官は、その意匠登録出願人に、意匠法第9条第2項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じることはない。
- 4 甲の意匠登録出願 A に係る「自動車用タイヤ」の意匠 イと、乙の特許出願 B に係る「自動車用タイヤ」の発明 ロとが同一の形状に係る場合において、A と B の出願が同日にあったとき、甲と乙の協議により定めた一の出願人のみがイ について意匠登録又は口について特許を受けることができる。
- 5 甲が自ら創作した意匠イの意匠登録出願Aについて設定の登録を受けた後、 当該意匠権を放棄した場合、乙の意匠登録出願Bに係る意匠口とイが互いに類似し、BがAの出願の日後の出願であっても、乙は、口について意匠登録を受けることができる場合がある。

【20】特許法第 41 条 (特許出願等に基づく優先権主張)に規定する優先権の主張 に関し、次の(1) ~ (こ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもなく、また、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (1) **甲**が特許出願をした後、**乙**に当該特許出願についての特許を受ける権利を譲渡した。この場合、**乙**は、当該特許出願に基づく優先権の主張を伴う特許出願をすることができる。
- (I) 特許を受ける権利を有する者が、自ら刊行物に発表した発明イについて特許 法第 30 条 (発明の新規性の喪失の例外)に規定する要件を満たした特許出願 A をした。その後、Aに基づく優先権の主張を伴う特許出願 B をするとき、同条の適用を受けるための手続をしなくとも B に係る発明イについては同条第 1 項の規定の適用を受けることができる。
- (八) 特許出願Aに基づく優先権の主張を伴う特許出願Bを実用新案登録出願Cに変更するとき、CにおいてAを基礎として実用新案法第8条に規定する優先権の主張をすることができる。
- (三) 発明イについて特許出願Aをした後、Aに基づく優先権の主張を伴って発明 イ、口について特許出願Bをした。その後、Aの出願日から1年3月以内に、 Bの願書に添付された明細書又は図面に記載された発明イを補正により削除し たときは、当該優先権の主張が取り下げられたものとみなされる。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

- [21] 特許異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許異議申立人が死亡したときには、特許異議の申立てについての手続は中 断する。
- 2 確定した特許異議の申立てについての決定に対して、特許異議申立人は再審 を請求することができる。
- 3 進歩性欠如を理由とする特許異議の申立てにおいて、当該理由は認められないが、「その特許が発明者でない者であってその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされた」との事由が認められる場合であっても、職権によって特許が取り消されることはない。
- 4 特許異議の申立てのあった請求項イに係る特許発明には進歩性欠如の理由は 認められないが、特許異議の申立てのなかった請求項ロに係る特許発明には進 歩性欠如の事由が認められた場合、イに係る特許は維持し、職権により口に係 る特許は取り消す旨の決定がなされることになる。
- 5 特許を取り消す旨の決定に対し、特許権者は行政不服審査法による不服申立 てをすることができる。

- [22] 商標権の効力に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 他人の商標登録出願前から、その商標を善意で使用していた者は、登録後も使用し続けることができる。
- 2 他人の著名な漫画の主人公を無断で商標登録したような場合でも、商標権者は権利を行使することができる。
- 3 商標権者によって外国で販売された商品を第三者が輸入する場合には、商標権に基づき、輸入を差し止めることができないとした下級審の裁判例や学説がある。
- 4 他人の登録商標と同一であっても、自己の氏名であれば、どのような態様で も商標として使用することができる。
- 5 商品の運搬用のダンボールの側面に、その商品の商標権者の承諾なく登録商標を付したとしても、商標権の侵害とはならない。

- 〔23〕パリ条約のストックホルム改正条約における不実施・不使用等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 各同盟国は、排他的権利の行使から生ずることのある弊害、例えば、実施されないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置を とることができるとされているが、この対象は特許に限られ、実用新案及び意 には含まれない。
- 2 同盟国は、権利の存在を認めさせるためのみならず、権利行使、例えば、損害賠償の請求をするためにも、特許等の記号又は表示を産品に付することを要する旨を定めることはできない。
- 3 同盟国の国内法令である商品の販売が禁止されている場合でも、これは、その商品について使用をする商標の登録の妨げとはならず、また、使用を登録の要件とする同盟国でも、当該商標の不使用を理由として登録を拒むことができない。
- 4 同盟国が登録商標の使用を義務づけている場合において、相当の猶予期間が 経過したときであって、当事者がその不使用につき正当であることを証明しな いときは、同盟国は、当該登録商標の効力を失わせることができる。
- 5 意匠の保護は、保護される意匠に係る物品を輸入することによっては、失われないが、これは、その物品を製造した国が同盟国である場合に限られる。

- 【24】著作権・著作者人格権の侵害に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 共同著作物である小説の各著作権者は、他の著作権者の同意のみを得てその小説を映画化する者に対し、その映画化の停止を請求することができる。
- 2 国内において頒布する目的をもって、作成の時において国内で作成したとしたならば著作者人格権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為は、当該著作者人格権を侵害する行為とみなされる。
- 3 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害するものとみなされる。
- 4 著作者の死後においては、その著作者の配偶者は、その著作者が存しているとしたならば当該著作者人格権の侵害となるべき行為をする者又はするおそれがある者に対し、その行為の停止又は予防を請求することができる。
- 5 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を展示する 行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされる。

- 【25】商標登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 立体商標の出願をする場合に、立体商標を表示する図面とともに、願書に立体商標について登録を受けようとする旨を記載しなければならない。これはその旨の記載がなければ、平面的な図形商標の出願と区別できないからである。
- 2 商標法第9条第1項に規定する国際的な博覧会に出品した商品に使用した商標について出願時の特例の適用を受けようとする場合、その博覧会出品後に商標を変更し、類似の商標の使用をしているとしても、商標登録出願に係る商標は出品した商品に使用した商標と同一のものでなければならない。
- 3 パリ条約の同盟国の国民が、商標法条約の締約国において正規になされた出願に基づいて、パリ条約第4条の例による優先権を主張して我が国に商標登録出願をしたが、最初の出願は当該国において拒絶された。その場合でも、その拒絶を理由に、我が国への優先権の主張が効力を失うことはない。
- 4 著名な役務商標の商標権者が、多区分の商品を指定して商標登録出願をしたときは、査定又は審決が確定するまでは、その商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることもできるし、その商標登録出願を防護標章登録出願に変更することもできる。
- 5 商標登録出願人は、当該出願の内容を記載した書面を提示して警告した後も、その出願に係る商標と同一の商標をその出願に係る指定商品又は指定役務について使用し続けた第三者に対し、商標権の設定の登録後に金銭的請求権を行使することができる。また、登録後は、商標権侵害に基づく損害賠償請求権も併せて行使することができる。

- 〔26〕明細書又は図面の訂正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 訂正の審判において、「明りょうでない記載の釈明」を目的とする訂正の場合も、「誤記の訂正」を目的とする訂正の場合も、特許出願の際独立して特許を受けることができるものであるか否かについては判断されない。
- 2 特許の無効の審判が請求されている請求項についての訂正請求の可否の判断においては、特許出願の際独立して特許を受けることができるものであるか否かについては判断されない。
- 3 1つの特許に対して2つの無効の審判が請求され、そのうちの一方について 審決がなされ、その取消訴訟が提起されてその審判が特許庁の係属を離れたと きは、他方の無効の審判が特許庁に係属していても、訂正の審判を請求するこ とができる。
- 4 訂正の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面についての補正は、 訂正の審判が特許庁に係属しているときは、いつでも可能である。
- 5 実用新案権が共有に係るときは、共有者の全員が共同して訂正をしなければならず、共有者の1人について中断の原因があるときは、全員について中断の効力が生じる。

- 【27】意匠登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の 主張も伴わないものとする。
- 1 意匠登録出願Aに係る「万年筆」のクリップ部分に係る部分意匠が、Aの出願の日前に出願され、Aの出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願Bに係る「万年筆」のキャップ部分に係る部分意匠の一部であるクリップと類似であるとき、Aに係る意匠は、意匠法第3条の2の規定により、意匠登録を受けることができない。
- 2 意匠登録を受ける権利を有する者である甲の意に反して、第三者がインターネットで公衆に利用可能とした意匠**イ**について、公衆に利用可能となった日から6月以内に甲が意匠登録出願をした場合でも、その出願の日の3月前に、**イ**と類似する**乙**の創作に係る意匠**ロ**が刊行物に記載されていたときは、**甲**は、**イ**について意匠登録を受けることができない。
- 3 2以上の意匠を包含する意匠登録出願Aの一部を分割して、新たな意匠登録 出願Bをする場合において、Aが意匠法第4条第2項(意匠の新規性の喪失の例外)の規定の適用を受けるための手続をしたものであるときは、Bについて、同 条第3項の規定により提出しなければならない書面は、その旨を願書に表示し なければ提出を省略することができない。
- 4 甲が自ら創作した「電話機」の意匠イを販売し、イが日本国内において公然知られる状態に至ったとき、甲がイの販売の日から5月経過してからイについて意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に規定する所定の手続をしてイの形状と同一の「電話おもちゃ」の意匠口について意匠登録出願をした場合、甲は、口について意匠登録を受けることができる場合がある。
- 5 甲は、特許出願Aを意匠イについての意匠登録出願Bに変更した。この場合において、A及びBがパリ条約第4条の規定による優先権の主張を伴うものであるときでも、甲がイをAの出願の日の11月前に自ら刊行物に公表していたときは、甲は、Bに係るイについて意匠登録を受けることができる場合はない。

- 【28】特許協力条約第 19 条 (1) に規定する補正 (以下、「19 条補正」という。) と第 34 条 (2) (b) に規定する補正 (以下、「34 条補正」という。) との対比について、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 19条補正の補正書は、国際事務局に提出するのに対して、34条補正の補正書は、国際予備審査機関に提出する。
- 2 19 条補正は、請求の範囲について1回のみ行うことができるのに対して、34 条補正は、明細書、請求の範囲及び図面について2回以上行うことができる場合がある。
- 3 19条補正による差替え用紙は、国際事務局によって指定官庁へ送達されるのに対して、34条補正による差替え用紙は、国際事務局によって選択官庁へ送達される。
- 4 国際調査機関が、特許協力条約で定める事由により、請求の範囲の全てについて国際調査報告を作成しない旨を出願人に通知した場合は、出願人は、19条補正の機会がないが、国際予備審査機関が、特許協力条約で定める事由により、請求の範囲の全てについて国際予備審査を行わない旨の見解を出願人に通知した場合は、出願人は、34条補正の機会がある。
- 5 19 条補正は、国際公開により、第三者がその内容を知ることができるのに対して、34 条補正は、国際公開には含まれないが、国際予備審査機関又は国際事務局において、出願人の承諾の有無にかかわらず、閲覧することにより、その国際予備審査機関、国際事務局及び当該選択官庁以外の第三者がその内容を知ることができる。

- 〔29〕特許法に規定する審判又は再審に関し、次のうち、誤っているものは、 どれか。
- 1 無効の審判の被請求人が、特許を無効にすべき旨の審決に対する訴えを東京 高等裁判所に提起した後であっても、当該審判の請求人は、その審判の請求を 取り下げることができる。
- 2 2以上の請求項に係る特許権について、請求項ごとに審判を請求できるのは、 特許の無効の審判に限られる。
- 3 特許の無効の審判の審理において、その審判の結果について利害関係を有する者が、請求人を補助するために参加した場合、その者が、請求人が審判の請求を取り下げた後、その審判手続を単独で続行できることはない。
- 4 特許の無効の審判において、請求は成り立たないとした審決が確定した後、 その審決に再審の理由があることを知った利害関係人が、再審を請求できる場合はない。
- 5 審判請求人が、法律によりその審決に関与することができない審判官がその 審決に関与していたことを、審決取消訴訟係属中に知ったが、その事由を主張 しなかった。この場合、その審判請求人が、審決確定後、その事由を理由とし て、確定審決に対して再審を請求できることはない。

- 【30】不正競争防止法における、外国公務員等に対する不正利益供与等の禁止 に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 日本法人の従業員が、わが国において、外国公務員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせることを目的として、金銭の供与の申込みをした場合、その日本法人の従業員は、 実際には金銭を供与しなくても、処罰される。
- 2 わが国において、外国公務員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正 の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、利 益を供与した者は、当該外国に主たる事務所が存する法人の従業員である場合 には、処罰されない。
- 3 日本法人の従業員が、わが国において、公共の利益に関する特定の事務を行っために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、金銭を供与した場合、その日本法人の従業員は処罰される。
- 4 国際オリンピック委員会の職員に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせることを目的として、金銭を供与する行為は、罰則の対象とならない。
- 5 日本法人の従業員が、わが国において、外国の地方公共団体により発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を直接に所有されている事業者であって、その事業の遂行に当たり、外国の地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせないことを目的として、利益を供与した場合、その日本法人の従業員は処罰される。

- [31]特許料又は登録料に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許出願を実用新案登録出願に変更した場合、第1年から第3年までの各年 分の登録料は、その納付を猶予されていなくても、出願変更の日から30日以内 に納付できることがある。
- 2 登録料を納付した者は、当該実用新案権の設定の登録があった日から1年以内は、既に納付した実用新案権の存続期間満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料の返還を請求できる。
- 3 特許を受ける権利が地方公共団体と民間企業の共有に係り、持分の定めが 2 分の 1 ずつの場合、民間企業が、特許権の設定の登録を受けるための特許料として定められた金額の 2 分の 1 を所定期間内に納付したときでも、当該特許出願が却下されることがある。
- 4 利害関係人が、納付すべき者の意に反して特許料を納付した場合、納付すべき者に対して費用の全額の償還を請求できることはない。
- 5 特許料の追納の期間を徒過して特許権が消滅したものとみなされたとき、その特許権を回復できるのは、納付できなかった理由がその特許権の原特許権者の責めに帰することができないものであって、かつ、原特許権者が、所定期間内に所定の特許料及び割増特許料を追納する場合に限られる。

- 〔32〕 意匠の審判又は再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 意匠法第 46 条第 1 項の規定により拒絶査定に対する審判を請求する者が、その責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができなかったときは、その期間の延長を特許庁長官に対し、請求することができる場合がある。
- 2 意匠登録の無効の審判について、当該審判請求書の副本を当該被請求人に対して送達した後は、当該請求人が相手方の承諾を得たときに限り、その審判の 請求を取り下げることができる場合がある。
- 3 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復した場合、その意匠権の 設定の登録後当該審決の確定前又はその再審の請求の登録後に、その意匠権に ついての正当な権原を有しない者が製造した当該登録意匠に類似する物品であって、日本国内で使用するものに、その意匠権の効力が及ぶ。
- 4 補正の却下の決定を受けた後に当該意匠登録出願について拒絶査定に対する 審判を請求したときは、その審判において、その決定に対して不服を申し立て ることができる。
- 5 本意匠に類似しない関連意匠の意匠登録が意匠法第3条(登録の要件)及び第 10条第1項(関連意匠)の規定に違反することを理由とする意匠登録の無効の審 判の請求は、審決をもって却下される。

- 【33】パリ条約のストックホルム改正条約における内国民待遇の原則に関し、次の(1)~(1)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) この原則によれば、各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えている利益のみを享受する。
- (I) この原則による保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク及 び商号に限られ、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するもの については、相手国が自国民に対してそれらの保護を与えている場合において のみ保護することで足りる。
- (ハ) 実用新案制度を有する同盟国が、同制度を有しない同盟国の国民に対して同制度による保護を与えないのはこの原則に違反するが、実用新案制度を有しない同盟国が、同制度を有する同盟国の国民に対して同制度による保護を与えないとしても、この原則に違反しない。
- (三) 同盟国の国民がこの原則による利益を享受するためには、保護が請求される 国に住所又は営業所を有することが条件とされることはないが、同盟に属しな い国の国民は、保護が請求される国に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは 商業上の営業所を有する場合に限り、この原則による利益を享受することがで きる。
- (*) この原則のもとでも、同盟国は、司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任に関するものについては、内国民に課される条件及び手続と異なる条件及び手続を他の同盟国の国民に課することができる。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

- 〔34〕不正競争防止法における営業秘密の保護に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。
- 1 甲がある技術情報を開発し、それを秘密として管理している場合、甲の競争者Zが、同一の技術情報を、甲よりも前に開発して秘密として管理していたときには、甲が当該技術について営業秘密の保護を受けることができる場合はない。
- 2 **乙**は、甲が市場で販売している製品を購入して解析し、その製品に化体された情報を取得した。**乙**がその情報を利用して競合製品を製造する行為は、その情報が**甲**の営業秘密である場合には、不正競争となる。
- 3 **乙**は、**甲**が保有する営業秘密を不正の手段により取得し、**丙**に開示した。さらに、**丙**はその営業秘密を**丁**に開示した。この場合について、**乙**の不正取得行為を、**丁**は知っていたが、**丙**は知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がなかったときには、**丁**がその営業秘密を使用する行為は、不正競争とはならない。
- 4 甲は、自己の保有する営業秘密を従業員乙に開示した。乙は、甲に損害を与える目的で、丙との間で、契約締結時から3年間その営業秘密を使用させるライセンス契約を締結し、丙にその営業秘密を開示した。丙は、その営業秘密の取得時には、乙の開示行為が不正開示行為に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がなかった。この場合について、丙が、2年後に乙の不正開示行為を知ったときでも、あと1年間その営業秘密を使用する行為は、不正競争とはならない。
- 5 **乙**は、**甲**が保有する営業秘密を不正な手段で取得し、使用している。**甲**がこの事実を知ってから直ちに、**乙**の使用行為の差止めを請求する場合には、**乙**が 1 0 年を超えて使用を継続しているときでも、**甲**の請求は認められる。

- 【35】特許法における専用実施権又は通常実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (1) 特許法第 92 条第 3 項(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定 の裁定)の裁定による通常実施権は、特許権者の承諾が得られた場合には、移転 することができる。
- (I) 通常実施権については、時間的、内容的、地理的等の制限を付すことができるが、専用実施権については、このような制限を付すことはできない。
- (川) 専用実施権者は、特許権者の承諾を得て、他人に通常実施権を許諾した場合、 その特許権者の承諾が得られれば、当該通常実施権者の承諾が得られないとき であっても、当該専用実施権を移転することができる。
- (三) 特許法第 79 条 (先使用による通常実施権)に規定する通常実施権は、当該通常実施権を目的として質権を設定することはできない。
- (*) 特許法第 93 条第 2 項(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)の裁定による通常実施権は、特許権者の承諾が得られた場合には、移転することができる。
- 1 1つ
- 2 2 つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

- 〔36〕商標登録出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 **甲**は 1987 年(昭和 62 年) 5 月 20 日(水)に登録された商標権の商標権者であるが、
 - 1997年(平成9年)5月9日(金)に、商標法第41条の2第2項の規定により更新登録料の前半分を分割して納付した。この甲の商標権は、2002年(平成14年)5月20日(月)までに更新登録料の後半分の納付がなく、同11月20日(水)までに倍額の登録料の納付もなければ、2002年11月20日をもって消滅したものとみなされる。
- 2 互いに類似する登録団体商標イ及び口を持っていた団体甲が解散することになり、イを当該団体構成員であった個人乙に、口を新たに結成された社団法人内に移転することを希望している。この場合、乙に移転されるとイは通常の商標権に変更したものとみなされる。一方、内に移転される口については団体商標に係る商標権のままでも移転することができる。
- 3 商標権者**甲**は、当該商標権について指定商品又は指定役務が2以上ある場合であって、第三者**乙**に専用使用権を設定していたときには、その商標権を分割するにあたり、**乙**の承諾を得なければならない。
- 4 甲は商品「a」に使用されて著名な商標イの所有者であって、そのイについて指定商品を「a,b」(「a」「b」は非類似の商品である。)とする商標権AとAに基づく防護標章登録Bを有していた。甲がAについて「a」を含む商標権A1と「b」を含む商標権A2に分割した場合、BはA1に付随するものとして存続する。
- 5 公益に関する団体であって営利を目的としないものの商標登録出願であって、 商標法第4条第2項に規定するものに係る商標権であっても、指定商品又は指 定役務が2以上ある場合には分割することができるが、商標権が消滅した後は 分割することはできない。

- 【37】特許の無効の審判又は特許権侵害訴訟について、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 甲を審判請求人とする特許の無効の審判において、文献 a に記載された事実 A により進歩性が欠如するとの主張に基づく請求は成り立たないとする確定審 決が登録された後、文献 b に記載された事実 B により進歩性が欠如すると主張 して、甲が再び同一特許権の同一請求項について特許の無効の審判を請求する ことは許される。
- 2 甲を審判請求人とする特許の無効の審判において、文献 a に記載された事実 A により進歩性が欠如するとの主張に基づく請求は成り立たないとする確定審 決が登録された後、文献 a に記載された事実 A により進歩性が欠如すると主張 して、 乙が同一特許権の同一請求項について特許の無効の審判を請求すること は許されない。
- 3 特許を無効にすべき旨の審決が確定した後に、判決において、当該特許権の 侵害に基づく損害賠償請求が認容されることがある。
- 4 特許権侵害訴訟において差止めを命じる判決が確定した後に、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定したときには、特許権侵害訴訟について再審の訴えを提起して、確定判決の変更を求めることができる。
- 5 特許権侵害訴訟において、当事者が特許無効理由の存在を主張した場合に、 裁判所は、特許無効理由が存在するかどうか明白でないと認めるときには、当 該特許の無効の審判の審決が確定するまで訴訟手続を中止しなければならない。

- 〔38〕マドリッド協定の議定書に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 国際登録の出願は、締約国又は締約国際機関の官庁にされた標章登録のみならず、締約国又は締約国際機関の官庁に受理された標章登録出願をも基礎として、当該官庁を通じてすることができる。
- 2 国際登録による標章の保護について国際事務局から領域指定の通報を受けた 締約国の官庁は、関係法令が認める場合で、拒絶の通報をするときは、その法 令に定める期間内に、かつ、国際事務局がその領域指定の通報を行った日から 1年以内に、国際事務局に対し、すべての拒絶理由を記載した文書と共に拒絶 の通報を行わなければならない。ただし、締約国は、1年の期間を18月の期間 とする旨の宣言をすることができる。
- 3 国際登録の存続期間は 10 年であるが、国際登録後にされた領域指定が国際登録簿に記録された場合には、その領域指定は、当該国際登録の存続期間が満了したときに効力を失う。
- 4 国際登録による標章の保護については、その国際登録の日から5年の期間が満了する前に、基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録が取り下げられ、消滅し、放棄され又は、確定的な決定により、拒絶され、抹消され、取り消され若しくは無効とされた場合は、当該国際登録において指定された商品及びサービスの全部又は一部について主張することができない。ただし、締約国は、5年の期間を3年の期間とする旨の宣言をすることができる。
- 5 国際登録の名義人の変更については、当該国際登録の従前の名義人からの請求又は関係官庁からの職権による若しくは利害関係者の求めに応じた請求により、新たな名義人が国際出願をする資格を有する者である場合に限り、国際事務局が当該変更を国際登録簿に記録する。

【39】意匠登録出願についての補正又は補正の却下の決定に関し、次のうち、 正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願をするとき、当該意匠登録出願人は、その出願に係る意匠について、意匠法第 15 条で準用する特許法第 43 条第 1 項に規定するパリ条約による優先権主張の手続をすることができる場合がある
- 2 甲が自ら創作した意匠についての、補正の却下の決定に基づく新たな意匠登録出願 A が、意匠登録された。その場合において、当該補正について手続補正書を提出した日後に出願された Z の意匠登録出願 B に係る意匠が、 A に係る意匠に類似するものであるとき、 Z は、 B に係る意匠について意匠登録を受けることができる場合はない。
- 3 願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正がこれらの要旨を変更 するものと意匠権の設定の登録があった後に認められた場合には、その補正が されなかった当該意匠登録出願について意匠登録がされたものとみなされる。
- 4 補正の却下の決定に対する審判においてその決定を取り消すべき旨の審決があったときでも、審査官は当該補正を意匠法第17条の2第1項(補正の却下)の規定により、再度同一の理由で決定をもって却下することができる場合がある。
- 5 審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正を決定をもって却下したとき、その決定の謄本の送達があった日から 30 日を経過するまでは、当該意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

- 〔40〕 著作権の制限に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときであっても、コンビニエンスストアなどに設置されているコイン式複写機を用いて著作権の存続している書籍を複製する場合には、その書籍の著作権者の許諾を必要とする。
- 2 市の教育委員会が作成し市立小学校の児童に配布される教材であって、著作権法第33条第1項にいう教科用図書に該当しないものに、郷土史家の書いた風土記で公表されているものを転載する場合には、同法第32条第1項の引用として著作権者の許諾なく利用することができる範囲を超えていても、その出所を明示すればその風土記の著作権者の許諾を必要としない。
- 3 公表された小説であれば誰でも点字により複製することができるが、その小説を点字プリンターに用いる点字データにしてインターネットで配信することについては、点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものが行う場合以外は、その小説の著作権者の許諾を必要とする。
- 4 通常の家庭用のテレビを設置し、入場料を徴収して衛星放送の映画番組を視聴させることについては、その映画の著作権者の許諾を必要としない。
- 5 建築の著作物を、建築物を撮影した写真から構成される写真集に掲載するには、その建築の著作権者の許諾を必要とする。

- 【41】商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、 正しいものは、どれか。
- 1 国際登録の名義人は、国際登録の存続期間の更新の申請をするときは直接国 際事務局に行うことができず、その手続きを特許庁長官にしなければならない。
- 2 国際登録に基づく商標権者は、専用使用権者があるときはその者の承諾を得 た場合に限り、その商標権を放棄することができる。
- 3 国際登録出願が、手続能力又は代理権の範囲の規定に違反している場合、特 許庁長官は手続の補正を命じ、指定した期間内にその補正がされないときは、 その出願を却下することができる。
- 4 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、個別手数料を 国際登録後に国際事務局に納付しなければならない。
- 5 国際登録に係る商標権であったものについての国際登録の取消し後の商標登録出願(商標法第68条の32第1項)が、その国際登録が取り消された日から3 月以内になされていないときは、これを理由としてその出願は拒絶される。

【42】特許出願の審査に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもなく、また、特に文中に示した場合を除き、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (4) 最後に受けた拒絶理由通知において指定された期間内(特許法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号)にした明細書又は図面の補正が、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてなされていないとき、審査官は、出願人に対し、そのことを理由とする拒絶の理由を通知しなければならない。
- (I) 特許庁長官は、出願公開後に出願人でない者が業として特許出願に係る発明の実施を準備していると認められる場合において、必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。
- (ハ) 特許出願Aの出願人とその後になされた特許出願Bの出願人とが、Bの出願時において同一の者でない場合であっても、後に特許を受ける権利の承継によりAとBの出願人が同一の者になったとき、Bは、Aをいわゆる拡大された範囲の先願として、特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。
- (二) 拒絶査定に対する審判において、査定が取り消され、さらに審査に付すべき 旨の審決があった場合、その査定に関与した審査官であっても当該審査をする ことができる。
- (*) 特許法第 41 条に規定する優先権の主張を伴う特許出願は、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の日から 3 年以内に出願審査の請求がなかったとき、取り下げられたものとみなされる。
 - 1 1つ
 - 2 2つ
 - 3 3つ
 - 4 4つ
 - 5 5つ

- 〔43〕 意匠権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 意匠権について専用実施権を有する者が、自己の権利を侵害されたことを理由 として訴訟を提起し、当該侵害行為の差止めと当該侵害行為による損害の賠償を 請求した場合において、差止請求が認容されたときは、損害賠償請求は認容され ない場合はない。
- 2 意匠権の侵害に係る訴訟において、当該意匠権者は、侵害の行為を組成した物 の廃棄を請求する際には、当該侵害により自己が受けた損害の賠償の請求ととも にしなければならない。
- 3 意匠権者が、当該意匠権について通常実施権を許諾し、当該通常実施権者以外 の者に実施許諾をしないことを約束しているとき、その通常実施権を侵害した者 は、その通常実施権者に対して実施料相当額の損害を賠償する責任がある。
- 4 計算鑑定人の指定の申立ては、特許権の侵害に係る訴訟においては認められているが、意匠権の侵害に係る訴訟においては認められていない。
- 5 意匠権の侵害に係る訴訟において被告となった者が、侵害の警告を受けた後に 当該意匠権に係る物品をその意匠権者から購入したとしても、当該意匠権の過去 の侵害行為を理由とする損害を賠償する責任を免れることはできない。

- 【44】次の(イ)~(ホ)の民事訴訟法の規定内容のうち、特許法に規定する審判の審理において準用しているものは、いくつあるか。
- (1) 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。
- (I) 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭 せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相 手方の主張を真実と認めることができる。
- (八) 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出義務のある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- (二) 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。
- (*) 裁判所は、相当と認めるときは、証人、当事者本人又は鑑定人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

【45】商標登録出願等の補正、変更、取下げ等について、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録異議の申立てについての審理の結果、商標登録の取消しの理由が通知された場合、当該商標権者は、その通知に対する意見書の提出期間内に、当該商標権について指定商品の一部放棄を商標登録原簿に登録することによりその取消しの理由を解消することができる場合がある。
- 2 防護標章登録出願人はその防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができるが、当該変更に係る商標登録出願をさらに防護標章登録出願に変更することはできない。
- 3 補正の却下の決定の謄本の送達があった日から30日以内であれば、その決定に対する審判を請求した後であっても、当該補正後の商標について商標法第17条の2第1項で準用する意匠法第17条の3の規定に基づき、新たな商標登録出願をすることができる。
- 4 商標権者の誤認・混同行為による取消審判(商標法第51条)において、「商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用であって商品の品質の誤認を生ずるものをした」とする請求の理由を、その後、「商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用であって他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをした」とする請求の理由に変更する請求書の補正は、その要旨を変更するものとして許されない。
- 5 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立ての取下げの 手続があった後も、審判長は、当該商標登録を取り消すべき理由があると認め るときは、職権で審理の続行をすることができる。

- 【46】甲は、表示Aを自己の商品等表示として使用し、乙は、Aに類似する表示Bを自己の商品等表示として使用している。甲は、乙によるBの使用が不正競争防止法第2条第1項第1号の不正競争に該当すると主張して、乙に対してBの使用の差止めを請求した。この場合について、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) **A** が全国的に広く知られておらず、一地方においてしか広く知られていない 場合には、**甲**の請求が認められることはない。
- (I) **甲**の請求が認められるためには、**甲**が**A**につき商標登録を受けているか、商標登録出願をしていることが必要である。
- (ハ) A が広く知られている場合であっても、広く知られるようになった時期が、 **乙**がBの使用を開始した後であれば、甲の請求が認められることはない。
- (三) **A** が、現在は広く知られていない場合には、過去において広く知られていたことがあったときでも、**甲**の請求が認められることはない。
- (*) **甲**の請求が認められるためには、需要者が、**甲**と**乙**とが同一企業であると誤認混同することが必要である。
- 1 1つ
- 2 2 つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

- 【47】特許法における通常実施権の設定の裁定に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。
- 1 通常実施権を設定すべき旨の裁定に関しては、その裁定で定める対価の額の みについての不服の訴えを提起することができない。
- 2 特許法第83条第2項(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)の規定により 通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、通常実施権の設定を受けた者が その特許発明の実施をしないときは、特許庁長官は、その裁定を取り消さなけ ればならない。
- 3 特許法第 93 条第 2 項(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)に規定する裁定に関しては、経済産業大臣は、通常実施権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合のみならず、請求を棄却する旨の裁定をしようとする場合であっても、工業所有権審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 特許法第83条第2項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定がされた ときに、裁定で定めるところにより、当事者間に通常実施権の許諾についての 協議が成立したものとみなされる。
- 5 通常実施権の設定を受けようとする者が裁定で定める支払の時期までに対価 の支払又は供託をしないときは、経済産業大臣又は特許庁長官は、通常実施権 を設定すべき旨の裁定を取り消さなければならない。

- 【48】知的所有権の貿易関連の側面に関する協定について、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 加盟国は、権利者の申立てを受け、特許権を侵害する物品に対して暫定的な 通関停止措置を行いうるための手続を設けなければならない。
- 2 ぶどう酒と蒸留酒に関する地理的表示について、「種類」、「型」、「様式」等の公衆の誤認を防止する手段が講じられている場合には、加盟国は使用を差し止めるための法的手段を設ける義務を負わない。
- 3 加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する 事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる 権限を有する旨定めなければならない。
- 4 加盟国Xは、自国民に与える待遇と同等の待遇を加盟国Yの国民に対して与えていたところ、加盟国Zの国民に対して自国民に与えるより有利な特典を与える場合には、原則として、加盟国Yの国民に対しても加盟国Zの国民に与えられる特典を即時かつ無条件に与える義務を負う。
- 5 本協定は、特許権の強制実施権に関して、強制実施権を加盟国が設定することのできる理由を公共の利益のために特に必要であるときに限定するとともに、 強制実施権を設定する際に加盟国が尊重しなければならない条件を定めている。

【49】特許法に規定する手続の補正に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもないものとする。

- 1 特許出願が特許庁に係属している場合、出願審査の請求がなされる前においては、いつでも明細書又は図面について補正をすることができる。
- 2 外国語書面出願において、手続補正書により明細書又は図面について補正を することができるのは、当該外国語書面の翻訳文に記載した事項の範囲内にお いてするものに限られる。ただし、誤訳訂正書の提出はないものとする。
- 3 拒絶査定に対する審判を請求する場合においてする明細書についての補正は、 特許法第17条の2第4項第2号の規定による特許請求の範囲の減縮を目的とす るものであって、補正後における特許請求の範囲により特定される発明が特許 出願の際独立して特許を受けることができるものである限り、却下されること はない。
- 4 特許の無効の審判において訂正請求をした特許権者は、当該事件が特許庁に 係属している限り、いつでも当該訂正請求書における請求の理由について補正 をすることができる。
- 5 出願人でない者が出願審査の請求をした後に、出願人によりなされた明細書についての補正により請求項の数が増加した。この場合において、出願人がその増加した請求項について納付すべき出願審査の請求の手数料を納付しなかったとき、特許庁長官は当該特許出願を却下することができる。

- 【50】商標権侵害訴訟に関する裁判例に関し、次のうち、最も不適切なものは、 どれか。
- 1 機器の内部に取付けられた部品に付され、その機器を使用している状態で外 観上は視認できない商標の使用は、部品についての商標権の侵害とはならない。
- 2 商標の類否については、商標の外観、観念、称呼について個別に考察して判断するだけではなく、全体的に考察して判断しなければならない。
- 3 指定商品又は指定役務とは区分の異なる商品又は役務であっても、類似商品 又は類似役務にあたる場合がある。
- 4 商標が類似しているか否かは、具体的な取引状況に基づいて判断しなければ ならない。
- 5 同一店舗において、同一需要者に対して販売される商品でも類似の商品でないとされる場合がある。

- 【51】秘密意匠について、次の(イ) ~ (ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 秘密意匠登録出願に係る意匠権の設定の登録を受ける者は、第1年分の登録料に加えて、秘密請求期間に応じた所定の登録料を納付しなければならない。
- (I) 秘密登録意匠に係る意匠権者は、当該意匠を知って当該意匠権をその設定の 登録後に侵害した者に対しても、意匠公報の掲載事項を記載し、特許庁長官の 証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、その侵害の停止を請求す ることができない。
- (川) 秘密登録意匠に係る意匠権を侵害した者は、当該秘密請求期間中のその侵害 の行為について過失がなかったものと推定される。
- (三) 意匠登録を受ける権利を有する者が自己の行為に起因して意匠法第3条第1 項第1号に該当するに至った意匠について、その該当するに至つた日から6月 以内に、同法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に規定する所定の手続をして 意匠登録出願をするとき、当該意匠登録出願人は、その意匠を秘密にすること を請求することができない。
- (*) 秘密登録意匠に関する書類については、秘密請求期間の経過後、願書及び願書に添付した図面等の内容が意匠公報に掲載された後でないと、何人も、特許 庁長官に対し、その書類の謄本の交付を請求することができない。
- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

- 〔52〕著作権の侵害に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。ただし、いずれも著作権者の許諾を得ずに行われているものとする。
- 1 正規に購入したCD-ROM写真集の写真をパーソナルコンピュータを介してビルの壁面に設置された大型のディスプレイに映し出すことは、その写真の著作権者が有する上映権を侵害する。
- 2 正規に購入したCD-ROM写真集を、パーソナルコンピュータを利用して、不特定の第三者が無料で自由にインターネットを通じてその第三者のパーソナルコンピュータにその写真集の写真を映し出すことができるようにすることは、その写真の著作権者が有する公衆送信権を侵害する。
- 3 油絵をその作者から購入した者が、その油絵を不特定多数の者に有料で貸し 出すことは、その油絵の著作権者が有する貸与権を侵害する。
- 4 美術の著作物であるブロンズ製の彫刻をその作者から購入した者が、自宅の門の上にその彫刻を恒常的に設置することは、その彫刻の著作権者が有する展示権を侵害する。
- 5 小説の著作権者の許諾を得てその小説を原作として製作された映画を入場料 を徴収して上映することは、その映画の著作権者が有する上映権を侵害すると ともにその小説の著作権者が有する上映権をも侵害する。

- 【53】パリ条約のストックホルム改正条約における優先権に関し、次のうち、 誤っているものは、どれか。
- 1 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする場合、その出願の日付及び その出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない期間は、 各同盟国間で異なることがある。
- 2 最初の出願と同一の対象についてされた後の出願は、先の出願が公衆の閲覧に付されないで、いかなる権利をも存続させないで後の出願の日までに取り下げられ、かつ、まだ優先権の主張の基礎とされていない場合でも、最初の出願とみなされないことがある。
- 3 いずれの同盟国も、優先権を主張して行った特許出願の対象が、優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含む場合には、そのことを理由として、当該同盟国の法令上発明の単一性があるときでも、当該優先権を否認することができる。
- 4 優先権は、当該優先権の主張に係る発明の構成部分が最初の出願の請求の範囲から明らかであれば、最初の出願に係る出願書類の請求の範囲以外の部分に記載されていなくても否認することはできない。
- 5 優先権を生じさせる正規の国内出願には、当該国に出願をした日付を確定することができる限り、他人の発明を自分の発明であると偽って出願されたものも含まれる。

- 〔54〕特許出願の分割又は変更に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、特に文中に示した場合を除き、出願は、外国語書面出願でも国際出願 でもないものとする。
- 1 拒絶査定に対する審判を請求した場合、当該審判の請求の日から 30 日以内であれば、当該特許出願の分割をすることができる。
- 2 外国語書面出願においては、外国語書面の翻訳文を特許庁長官に提出した後でなければ、当該出願の分割をすることができない。
- 3 パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願において、当該特許出願の分割により新たな特許出願をする場合、その新たな特許出願については、当該優先権の主張をするための手続をしなくとも当該優先権の利益を享受することができる。
- 4 実用新案登録出願を特許出願に変更した場合、当該特許出願を特許法第 41 条に規定する優先権の主張の基礎とすることができる。
- 5 日本国内に住所又は居所を有する者から特許出願に関する手続の委任を受け た代理人は、特別の授権を得なくともその特許出願の分割をすることができる。

- 〔55〕関連意匠について、次のうち、誤っているものは、どれか。ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。
- 1 甲が意匠イについての意匠登録出願Aと同日に、イに類似する意匠口についてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録出願Bをした場合、Aにのみ拒絶の理由があるときは、その後、Bを通常の意匠登録出願にしたときでも、甲は、Aの審査係属中に口について意匠登録を受けることができる場合はない。
- 2 関連意匠の意匠権についての専用実施権を設定することができるのは、当該本意匠の意匠権についての専用実施権の設定と同時に同一の者に対してする場合のみとは限らない。
- 3 甲が同日に意匠登録出願をした自己の意匠イ、ロ、ハがあり、イとロは類似し、ロとハは類似していないときに、イ、ロ、ハのすべてについて意匠登録を受ける場合、イとハも類似しなければ、イについて関連意匠の意匠登録を受けることができる場合がある。
- 4 甲は、本意匠イの意匠権及びその本意匠に係る関連意匠口及び八の意匠権を有しているが、本意匠イについて無効にすべき旨の審決が確定した場合には、 甲は、関連意匠口及び八の意匠権を分離して第三者に移転することはできない。
- 5 甲は、特許出願Aをした日から8月を経過した後、意匠イに係る意匠登録出 願Bをし、イについて意匠登録を受けた。その後、甲がAを意匠口についての 意匠登録出願Cに変更した場合において、口がイにのみ類似するときでも、甲 は、口についてイを本意匠とする関連意匠の意匠登録を受けることはできない。

- 【56】特許出願についての拒絶査定に対する審判又は前置審査に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、出願は、外国語書面出願でも国際出願でもないものとする。
- (1) 拒絶査定に対する審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に 至るまでは、その審判に参加することができる。
- (I) 拒絶査定に対する審判の請求の日から 30 日以内に、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面について補正がなされた場合において、その補正が誤記の訂正のみを目的とするときは、前置審査に付されることはない。
- (八) 前置審査における審査官が、拒絶査定に対する審判の請求の日から 30 日以内にした明細書の補正は当該特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてされていないものと認めた場合において、その補正を却下すると特許をすべき旨の査定をすることができないときは、審査官はその補正を却下してはならない。
- (三) 前置審査における審査官が、原査定の理由と異なる拒絶理由を発見し、特許 出願人に対してその拒絶理由を通知するとともに、期間を指定して意見書提出 の機会を与えたが、指定期間内に特許出願人から何らの応答もなかった場合に は、審査官はその拒絶理由に基づいて拒絶をすべき旨の査定をすることができ る。
- (本) 特許出願人が最後に受けた拒絶理由通知において指定された期間内(特許法第 17条の2第1項第2号)にした明細書の補正であって、当該特許出願について の拒絶査定に対する審判の請求前にしたものが、願書に最初に添付した明細書 又は図面に記載した事項の範囲内においてされていないものと、その審判において認められたときには、その補正は決定をもって却下される。
- 1 1つ
- 2 2 つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【57】特許を受ける権利又は共同でする特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、代表者の定めはないものとする。

- 1 **甲、乙**が共同でした特許出願について、**甲**が単独で出願審査の請求をしたと き、特許庁長官は、その旨を**乙**に通知しなければならない。
- 2 特許を受ける権利が共有に係るとき、各共有者は、他の共有者の同意を得る ことができれば、その持分を目的として質権を設定することができる。
- 3 **甲、乙**が共同で発明をした場合、当該発明についての特許出願は、常に**甲、 乙**が共同でしなければならない。
- 4 特許出願人が複数である場合、当該特許出願についての出願公開の請求は、 共同でしなければならない。
- 5 特許出願後における法人の合併による特許を受ける権利の承継は、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。

【58】甲の商標イ(又は標章イ)との関係における、乙の商標登録出願に係る商標 ロの登録の可否に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、**口**については、商標**イ**(又は標章**イ**)との関係に基づくもの以外に、不登録事由はないものとし、また、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標**イ**は、**甲**の業務に係る商品を表示するものとして、我が国以外のある特定の国では従前から周知であるが、我が国では商標登録されておらず、かつ、ほとんど知られていない。この場合、**乙**が、将来における**甲**の我が国への進出を見越して、**甲**に高額で買い取らせることを目的として、**イ**に類似する商標**口**の商標登録出願をしたとき、**乙**は**口**の商標登録を受けることができない。
- 2 商標イは商標登録されていないが、甲の業務に係る商品を表示するものとして国際的に著名であり、かつ、商標口がイと同一であるとしても、口の指定商品と甲の業務に係る商品とが非類似で、しかも、甲や甲の子会社等の関連企業で、口の指定商品に係る業務と同一の業務に携わるものが現実に存在しない場合においては、乙は口の商標登録を受けることができる。
- 3 標章イが甲の登録防護標章である場合に、商標口がイと同一であり、かつ、 口の指定商品がイの指定商品と同一であるときは、たとえ、乙の口に係る商標 登録出願が、甲のイに係る防護標章登録出願より先の日であったとしても、乙 は口の商標登録を受けることができない。
- 4 甲の商標登録出願に係る商標イと**乙**の商標登録出願に係る商標口とは、どちらも周知又は著名ではなく、かつ、互いに類似し、それぞれの指定商品も類似する。この場合に、口についての出願がイについての出願より先の日であったが、イについての査定時に未だ口の商標登録がされていなかったため、イの商標登録がされてしまったとしても、**乙**は口の商標登録を受けることができる。
- 5 商標口についての査定時において、商標登録を受けていない商標イが、甲の業務に係る商品を表示するものとして周知であり、かつ、口はイに類似し、口の指定商品は甲の業務に係る商品と類似していたとしても、口の出願時において、イが周知でなかった場合には、乙は口の商標登録を受けることができる。

- 【59】特許協力条約における国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、 どれか。
- 1 国際出願における請求の範囲は、明細書の最後に用紙を改めて記載されるものであり、明細書の一部である。
- 2 受理官庁は、国際出願にこの条約第 14条(1)(a)に規定する欠陥が含まれていることを発見した場合には、出願人に対し、所定の期間内に国際出願の補充をすることを求め、出願人が補充をしなかった場合には、その国際出願は、取り下げられたものとみなされる。
- 3 受理官庁は、国際出願に、国際出願をする意思の表示が含まれていないと認める場合には、必要な補充をすることを求め、出願人がその求めに応ずる場合には、当該補充の受理の日を国際出願日として認める。
- 4 この条約において、国際出願の明細書には、当該技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に発明が開示され、請求の範囲には、保護が求められている事項が明確かつ簡潔に記載されていなければならない旨、かつ、請求の範囲は、明細書により十分な裏付けがされていなければならないと規定されている。
- 5 国際出願の各要素のうち、国際出願で求められている保護の範囲を解釈する 場合に考慮に入れてはならないのは、要約のみである。

- 【60】特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に関して比較した次の(イ)~(ホ)の記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1~5のうち、どれか。
- (1) 意匠権の専用実施権者は、当該意匠権者の承諾を得ないでその専用実施権を 売り渡すことができる場合があり、商標権の専用使用権者も、当該商標権者の 承諾を得ないでその専用使用権を売り渡すことができる場合がある。
- (I) 従業者から特許を受ける権利をあらかじめ契約により承継した使用者は、第 1年から第3年までの各年分の特許料が減免される場合があり、従業者から実 用新案登録を受ける権利をあらかじめ契約により承継した使用者も、第1年か ら第3年までの各年分の登録料が減免される場合がある。
- (八) 実用新案権者がその実用新案権の専用実施権を設定するについて、実用新案法上の制限はないが、商標権者がその商標権の専用使用権を設定するについては、商標法上許されない場合がある。
- (三) 特許出願人が、2以上の発明を包含する特許出願の一部を1又は2以上の新たな特許出願とすることができるのは、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる期間内に限られるが、意匠登録出願人が、2以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を1又は2以上の新たな意匠登録出願とすることができるのは、願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本について補正をすることができる期間内に限られない。
- (*) 考案については、その新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができるのは、その旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その旨を証明する書面を出願の日から所定の期間内に特許庁長官に提出した場合に限られないが、意匠についても同様に、その新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができるのは、その旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その旨を証明する書面を出願の日から所定の期間内に特許庁長官に提出した場合に限られない。
- 1 (イ)と(ハ)
- 2 (1)と(こ)
- 3 (ロ)と(こ)
- 4 (ロ)と(ホ)
- 5 (ハ)と(ホ)